

第五條

大會は毎年一回中央執行委員会之を召集す。

議長及副議長は大會に於て選舉す。但中央執行委員会は黨員三分の一以上を要するに於ける時は臨時大會を召集するものとす。

第六條

大會代議員は支部聯合會より選出するものとす。

但特別の事情ある時は中央執行委員會の承認を経て支部より選出することを得。

第七條

代議員選出比率は別表の定むる處に據る。

大會は代議員二分の一以上の出席あるに非ざれば開催することを得ず。

第八條

大會の議事は出席代議員過半數を以て決す可否同数なる時は議長之を決す。

第九條

大會は中央執行委員長一名、書記長會計各一名、會計監督一名及中央執行委員若干名を選舉するものとす。

一、中央執行委員會

第十條 中央執行委員會は大會より次期大會迄の最高執行機關にして大會に對して責任を負ふものとす。

第十一條 中央執行委員會は常任執行委員若干名を互選し中央執行委員會の事務を代行せしむるこゝを得。

第十二條 中央執行委員會は必要時に應じ組織、宣傳、教育、調査、事業、出版、機關紙編輯等の各部を設くることを得。

第十三條 各部は部長一名、部員若干名を以て構成し中央執行委員會の統制を受く。

第十四條 中央執行委員會は中央執行委員長之を召集す。

二、執行委員會

第十五條 執行委員會は左の役員を以て構成し其務を執行す。

第十六條 一、中央執行委員長 一名 一、常任中央執行委員 若干名

第十七條 一、書記長 一名 一、會計 一名

第十八條 一、部長 若干名

第十九條 中央執行委員長は黨を代表して黨務を總轄す。

第二十條 書記長は中央執行委員長を補佐して黨務を處理す。

第二十一條 會計は黨の會計事務を管掌す。

第二十二條 部長は各担任事務を統轄す。執行委員會に於てもその担任事務に關係ある議事に限り參與するものとす。

第二十三條 會計監督は必要に應じ黨本部、聯合會、支部等の會計狀態を調查し中央執行委員長に報告する権限を有す。

第二十四條 各役員の任期は一ヶ年とす。但再選を妨げず。

第二十五條 支部には左の機關を設くるものとす。

第五章 支 部

第二十六條 同一地方に於て黨員五十名以上を有する時は一支部を組織するものとす。

第二十七條 支部には左の機關を設くるものとす。

第六章 當 費 及 び 告 白

第三條 當費は黨員一人に付一ヶ年金三十錢宛とす。

第四條 當費は一定額を以て本部、支部聯合會及び部に分配す。當費は一定期を以て作製し大會の協賛を經るを要す。

第五條 當費は中央執行委員會に於て作製し大會の協賛を經るを要す。

第六條 當費は中央執行委員會に於て作製し大會の協賛を經るを要す。

第七條 當費は大會の承認を經るを要す。

第八條 當費は大會の承認を經るを要す。

第九條 當費は大會の承認を經るを要す。

第十條 當費は大會の承認を經るを要す。

第十一條 當費は大會の承認を經るを要す。

第十二條 當費は大會の承認を經るを要す。

第十三條 當費は大會の承認を經るを要す。

第十四條 當費は大會の承認を經るを要す。

第十五條 當費は大會の承認を經るを要す。

第十六條 當費は大會の承認を經るを要す。

第十七條 當費は大會の承認を經るを要す。

第十八條 當費は大會の承認を經るを要す。

第十九條 當費は大會の承認を經るを要す。

第二十条 當費は大會の承認を經るを要す。

第二十一条 當費は大會の承認を經るを要す。

第二十二条 當費は大會の承認を經るを要す。

第二十三条 當費は大會の承認を經るを要す。

第二十四条 當費は大會の承認を經るを要す。

第二十五条 當費は大會の承認を經るを要す。

第二十六条 當費は大會の承認を經るを要す。

第二十七条 當費は大會の承認を經るを要す。

第二十八条 當費は大會の承認を經るを要す。

第二十九條 當費は大會の承認を經るを要す。

第三十条 當費は大會の承認を經るを要す。

第三十一条 當費は大會の承認を經るを要す。

第三十二條 當費は大會の承認を經るを要す。

第三十三條 當費は大會の承認を經るを要す。